

横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会
審査報告書

令和6年9月

1 経緯

令和7年4月からの横浜市山内図書館の指定管理者の選定にあたり、横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）等を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者及び次点候補者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

2 選定評価委員会 委員

委員長	金沢 みどり	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
委員	小澤 朋人	公認会計士・税理士
委員	柴田 典子	横浜市立大学国際商学部 教授
委員	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
委員	渡邊 さち穂	弁護士

3 選定経過

年 月 日	項 目
令和6年5月24日(金)	第1回選定評価委員会 (公募・選定スケジュール、公募要項及び業務要求水準書等について)
令和6年6月3日(月)	公募要項等の配布開始
令和6年6月7日(金)	応募説明会及び現地見学会
令和6年6月3日(月) ～令和6年6月18日(火)	公募要項等に関する質問受付
令和6年6月25日(火)	公募要項等に関する質問回答
令和6年7月11日(木) ～令和6年7月18日(木)	応募書類の受付
令和6年8月27日(火)	第2回選定評価委員会 (審査に係る事項について)
令和6年9月3日(火)	第3回選定評価委員会 (面接審査の実施、指定候補者の決定)

4 審査の基準

(1) 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市山内図書館指定管理者公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた評価基準項目及び配点にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行い、指定候補者の選定を行いました。

審査は次の得点配分で行い、アとイの合計点(1100点満点)を審査得点としました。

ア 提案内容等に係る項目(大項目1～5)

200点を各評価基準項目に配分し、各委員が評価基準項目ごとに採点しました。(委員5人の合計 1000点満点)

イ 加点項目

応募団体の状況に係る項目について、20点を各項目に配分しました。(委員5人の合計 100点満点)

また、選定の最低基準点は、アの得点の合計が700点以上、かつ、アの各大項目の得点が6割以上であることとしました。

(2) 評価基準項目、配点(詳細は別紙を参照)

評価基準項目	配点	最低基準
1 応募理由	25	15
2 団体の状況	125	75
3 職員配置・育成	125	75
4 施設の管理運営に係る業務	625	375
5 収支計画及び指定管理料	100	60
大項目1～5 合計	1000	700
加点項目 合計	100	—
得点合計	1100	700 [※]

※加点項目の得点は、最低基準の判定に含めない

(3) 応募者の資格及び欠格事項について

応募のあった団体について、公募要項に定める「応募者の資格」及び「欠格事項」への該当の有無については、問題がないことを確認しました。

公募要項（抜粋）

5 公募及び選定に関する事項

(5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、横浜市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

5 応募団体

以下の3団体から応募がありました。(受付順)

有隣堂グループ(株式会社有隣堂、三洋装備株式会社)

株式会社ヴィアックス

ナカバヤシ株式会社 東京本社

6 審査結果

(1) 指定候補者及び次点候補者

選定評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者及び次点候補者と決定しました。

指定候補者 有隣堂グループ

次点候補者 ナカバヤシ株式会社 東京本社

(2) 各応募団体の審査得点

ア 有隣堂グループ(指定候補者)

	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	計
1 応募理由	5	3	4	4	4	20
2 団体の状況	22	19	22	25	25	113
3 職員配置・育成	22	15	23	19	22	101
4 施設の管理運営に係る業務	108	76	105	96	103	488
5 収支計画及び指定管理料	12	12	12	12	12	60
1～5 合計	169	125	166	156	166	782
加点項目 合計	14	14	14	12	12	66
得点合計	183	139	180	168	178	848

イ ナカバヤシ株式会社 東京本社（次点候補者）

	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	計
1 応募理由	5	4	5	4	3	21
2 団体の状況	22	20	23	24	24	113
3 職員配置・育成	16	15	20	17	19	87
4 施設の管理運営に係る業務	92	90	112	95	100	489
5 収支計画及び指定管理料	12	12	12	12	12	60
1～5 合計	147	141	172	152	158	770
加点項目 合計	2	2	2	2	2	10
得点合計	149	143	174	154	160	780

ウ 株式会社ヴィアックス

	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	計
1 応募理由	2	2	4	2	3	13 [※]
2 団体の状況	23	21	24	21	25	114
3 職員配置・育成	17	13	20	15	22	87
4 施設の管理運営に係る業務	86	82	103	67	86	424
5 収支計画及び指定管理料	12	12	12	12	12	60
1～5 合計	140	130	163	117	148	698[※]
加点項目 合計	6	6	6	6	6	30
得点合計	146	136	169	123	154	728

※最低基準点に満たなかった項目

7 審査講評

各団体の審査講評は、次のとおりです。

(1) 有隣堂グループ（指定候補者）

3期にわたる指定管理の経験から、全体的に安定感があり、山内図書館をさらに発展させていこうという熱意も感じられた。

提案内容は山内図書館の現状に即しており、非常に具体性が高いものであった。市民の具体的なニーズにも焦点をあてた事業提案がされており、市民や利用者をよく理解できていることが感じられた。また、施設の維持管理に関しても、現状に即した具体的な計画がなされていた。

デジタル技術の活用をはじめとする先進的な取組及び SNS 展開については、より一層の充実を求めたい。

今後の運営にあたっては、これまで築いてきた市民や地域との関係を深めるとともに、より多様な主体との協働・共創により数多くのパートナーシップを構築することが望ましい。民間のノウハウも生かし、今後を見据えたチャレンジングな取組により、新たな図書館の姿を見せてくれることに期待したい。

(2) ナカバヤシ株式会社 東京本社（次点候補者）

青葉区の地域特性や山内図書館の現状をよく分析し、山内図書館の課題を抽出できていた。「横浜市図書館ビジョン」の内容にできる限り応えようとする姿勢が感じられ、キーワードの一つでもある「協働」を重視している点や、様々な人のための居場所づくりなど、これからの図書館のあり方を提案している点も評価できる。

事業提案に関しては、青葉区ならではの取組について、もう一步具体的に踏み込んだ提案があるとなおよかった。

(3) 株式会社ヴィアックス

他自治体での図書館管理運営の実績が豊富であり、そのスケールメリットや研修制度の充実ぶりは評価できる。新しさを感じられる興味深い事業提案もなされていた。

山内図書館の指定管理者への応募理由については、説得力や熱意がより必要であった。提案内容についても、青葉区という地域性をどう反映し生かしていくかという視点が求められる。

8 総評

横浜市では、平成 26 年 4 月に「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」が施行された。また令和 6 年 3 月には、10～20 年後を見据え、これからの図書館の目指す姿や取組の方向性を示す「横浜市図書館ビジョン」が策定された。横浜市山内図書館第 4 期の指定候補者の選定においては「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」の理念に基づき、民間ノウハウ・民間能力の発揮により、市民の読書活動及び「横浜市図書館ビジョン」を推進していくという視点から審査を行った。

第 3 期の指定管理者選定では応募が 1 団体であったが、今回は 3 団体から応募があった。比較検討のうえで評価を行い、よりよい提案のあった団体を選定できたことは、選定のあり方としては望ましい形であった。

厳正なる審査の結果、有隣堂グループを指定候補者に決定した。有隣堂グループの提案は、本市の施策に沿い、また青葉区の地域性に根ざした具体性のあるものであった。審査講評の趣旨を踏まえ、市民の読書活動及び「横浜市図書館ビジョン」の推進に向け取り組んでもらいたい。

横浜市においては、指定管理者との協議等を通じ、提案内容の実効性を高め、「横浜市図書館ビジョン」を推進するための支援に努めてもらいたい。

項目	審査の視点	配点
1 応募理由		(小計) 5
応募理由	山内図書館の設置目的及び図書館の役割を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であるか。 施設運営に熱意が感じられるか。	5
2 団体の状況		(小計) 25
団体の理念、基本方針及び財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
	団体の財務状況が健全か。(指定管理者として安定的・継続的な運営が確保されるか)	10
業務実績	団体の業務実績が、本指定管理業務遂行上有効であるか。	10
3 職員配置・育成		(小計) 25
職員配置	図書館業務実施のために必要な人員数及び相応しい人材を確保し、適切に配置しているか。 施設・設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画になっているか。	10
	図書館サービスの水準の維持のために、業務要求水準書に定める司書有資格者を配置しているか。	10
育成	職位、職務内容に応じた研修及び接遇等、職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5
4 施設の管理運営に係る業務		(小計) 125
図書館業務 (図書館業務 計)		90
基本的な考え方	業務要求水準書で示した「山内図書館の管理運営に関する基本的な考え方」を踏まえた考え方であるか。 「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」及び「横浜市図書館ビジョン」を踏まえた考え方であるか。 民間ノウハウ・民間能力の発揮による図書館サービスの向上を目指した考え方であるか。	10
基幹的なサービス	貸出・返却・予約等の基幹的なサービスについて、安定した確実で迅速なサービス提供のための体制及び取組が提案されているか。 読書や調査研究の相談等の参考業務について、専用のレファレンスデスクを常時開設し、司書有資格者が対応する体制が提案されているか。	15
蔵書構築	図書(地域資料も含む)の選定・収集・廃棄に関する業務に関して、司書有資格者を含む複数の職員による選定体制が整っているか。	10
「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」の基本理念を踏まえた、「横浜市図書館ビジョン」の推進のための取組(利用環境充実のための設備改修等の取組も含む) ※「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」は、「読書条例」と記載。 ※「横浜市図書館ビジョン」は、「図書館ビジョン」と記載。	読書条例の基本理念を踏まえ、図書館ビジョンの推進に関する具体的で効果的な提案がなされているか。	
	図書館ビジョン基本方針1「未来を担う子どもたちのための図書館」に関する取組について、具体的で効果的な提案がなされているか。	10
	図書館ビジョン基本方針2「あらゆる市民のための図書館」に関する取組について、具体的で効果的な提案がなされているか。	10
	図書館ビジョン基本方針3「まちとコミュニティのための図書館」に関する取組について、地域特性等を反映し、また地域と連携した取組も含め、具体的で効果的な提案がなされているか。	10
	図書館ビジョン基本方針4「利用しやすい図書館サービス」に関する取組について、具体的で効果的な提案がなされているか。	10
図書館ビジョン基本方針5「柔軟に変化し魅力がいつまでも持続する図書館」に関する取組について、地域と連携した取組も含め、具体的で効果的な提案がなされているか。	10	
図書取次サービス	安定した確実なサービス提供のための取組の提案がなされているか。	5

項目	審査の視点	配点
施設管理 (施設管理 計)		20
施設及び設備の維持保全及び管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画になっているか。	5
小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
事故防止体制・緊急時に対する取組	事件・事故の防止対策が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5
防災に対する取組	市（区）防災計画を参考とした、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	5
その他 (その他 計)		15
個人情報保護・情報公開への取組	個人情報の管理方法・管理体制・保護方策及び情報公開について、適正な理解に基づいた、適切な取組となっているか。	5
利用者の意見への対応	利用者の意見、要望等への対応やこれらに対する改善方法に具体性があり、適切か。	5
人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた施設運営	人権尊重、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、男女共同参画推進など、横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか。市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
5 収支計画及び指定管理料 (小計)		20
指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	10
施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	10
項目1～5 合計		200

加点点項目 (小計)		20
市内中小企業等であるか	事業内容が施設の特性に適した、市内中小企業等であるか。 ※共同事業者の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。 ・市内中小企業 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体	10
本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※共同事業者の場合は、代表団体について審査	障害者雇用率が法定雇用率を超えているか。	4
	ワークライフバランス及び男女共同参画の推進	
	(1)次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しているか。（従業員101人未満の場合のみ加算対象）	2
	(2)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画を策定しているか。（従業員101人未満の場合のみ加算対象）	2
	(3)次のいずれかの認定を受けているか。 ①次世代育成支援対策推進法による認定（「くるみん」、「トライくるみん」又は「プラチナくるみん」） ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」） ③よこはまグッドバランス企業の認定	2
加点点項目 合計		20

- ※ 加点点項目「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点点を希望する団体は、「評価基準加点点項目に係る申出書（様式14）」を作成、提出します。申出書の記載内容及び添付資料を確認の上、加点点項目を判定します。
- ※ 審査の結果、得点が同点の場合は、「4 施設の管理運営に係る業務」の「図書館業務」の得点が高い団体を上位とします。
- ※ 財務状況について、指定管理者として安定的・継続的な運営が確保されないと判断された団体は、選定から除外する場合があります。
- ※ 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める、以下の最低基準を満たす必要があります。応募団体が1団体のみの場合であっても、最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。

<最低基準>
 各大項目(1 応募理由、2 団体の状況、3 職員配置・育成、4 施設の管理運営に係る業務、5 収支計画及び指定管理料)について、得点の合計が7割以上、かつ、各大項目の得点が、6割以上とする。